

改正案	現行
<p>（利用者に対する説明）</p> <p>第十六条 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第二百九十四条第三項第三号の主務省令で定める事項は、共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人（以下「共済募集人」という。）の商号、名称又は氏名とする。</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第九十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで</p>	<p>（利用者に対する説明）</p> <p>第十六条 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第二百九十四条第三号の主務省令で定める事項は、共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人（以下「共済募集人」という。）の商号、名称又は氏名とする。</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第九十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第</p>

若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為

四・五 (略)

5
5
7 (略)

一項の規定に違反する行為

四・五 (略)

5
5
7 (略)